

児童扶養手当、臨時・特別給付金、特別児童扶養手当を支給

子育て支援課 児童扶養手当、臨時・特別給付金 ☎922-1476 ☎922-3274 特別児童扶養手当 ☎922-1483 ☎922-3274

次の要件に該当し、手当を受けていない人は申請してください。既に児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は7月下旬に送付する現況届のお知らせを確認し、期限内に手続きしてください。手続きしないと11月分以降の手当が受給できなくなります。

また、10月からの消費税率引き上げの臨時・特別措置として、児童扶養手当受給対象者のうち、未婚のひとり親に給付金を支給します。

◆児童扶養手当

■対象者 平成30年中の所得が所得制限額未満（表1）で、次の6つの要件のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末までの子どもと、20歳未満で一定の障がいのある子ども）を養育している保護者。

<要件>

- ①父母の離婚や死亡（生死不明を含む）などにより父または母あるいは父母と生計を同じくしていない。
- ②父または母に一定の障がいがある。
- ③父または母から1年以上遺棄されている。
- ④父または母が法令により1年以上拘禁されている。
- ⑤母が未婚で出生した。
- ⑥父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けている。

表1 児童扶養手当所得制限額

扶養親族等の数	父、母または養育者		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	所得額
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円

■児童扶養手当が受けられない人

- ①申請者や子どもの住所が国内にない。
- ②子どもが里親に委託されている。
- ③子どもが児童福祉施設等に入所している。
- ④子どもが少年院・少年鑑別所に収容されている。
- ⑤婚姻の届け出はしていないが、異性からの頻繁な訪問や、経済的援助（生活費の補助など）を受けるなど、事実上の婚姻関係がある。

■支給額 表2のとおり

表2 児童扶養手当支給額（一部支給の額は所得によって変わります）

児童人数	平成31年4月分から	
	全部支給	一部支給
1人	4万2910円	4万2900円～1万120円
2人	1万140円を加算	1人につき1万130円～5070円を加算
3人以上	6080円を加算	1人につき6070円～3040円を加算

■現況届の受付 8月1日(木)～2日(金)、5日(月)～7日(水)、14日(水)午前9時～午後5時（水曜日のみ午後8時まで）に子育て支援課へ。原則、受給者本人が来庁。詳しくは現況届のお知らせを確認を。

◆未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給

■対象者 次のすべての要件を満たす人

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②令和元年10月31日までに一度も婚姻（法律婚）をしていない人
- ③令和元年10月31日時点で、事実婚をしていない人または事実婚の相手方の生死が明らかでない人

■支給額・支給日 申請者1人につき1万7500円。令和2年1月の児童扶養手当支払日と同日に支給。

■申請書の受付 令和2年1月6日まで ※児童扶養手当の現況届手続きと同時に給付金の申請を受け付けます。

◆特別児童扶養手当

■対象者 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者で平成30年中の所得が所得制限額未満（表3）の人

表3 特別児童扶養手当所得制限額

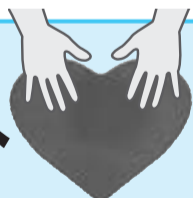
扶養人数	請求者（本人）	配偶者・扶養義務者
0人	459万6000円	628万7000円
1人	497万6000円	653万6000円
2人	535万6000円	674万9000円
3人	573万6000円	696万2000円

■支給額（月額） 障がいの状態1級の子ども1人当たり5万2200円、2級の子ども1人当たり3万4770円

■現況届の受付 8月2日(金)、5日(月)～9日(金)午前8時30分～午後5時に子育て支援課へ。郵送可。

子どもの様子が気になったら教育支援室へ

申教育支援室へ。 ☎933-7591 ☎933-7590



子どもの発達や学校生活の様子について、気になることがあれば相談してください。いずれも予約制。秘密厳守。安心して相談を。

■在学児の発達相談・教育相談

小・中学生の学校生活等の心配事、発育・発達の様子等の相談

■就学予定児の就学相談

令和2年4月小学校入学予定児の相談。特別支援学級や特別支援学校への就学を考えている人は、早めに相談を。

■ことば（きこえ）の相談

令和2年4月小学校入学予定児の発音の誤りや言葉のつまり等に関する相談

■不登校等の教育相談 小・中学生に関する相談

■いじめ等の悩み相談（指導課につながります）

フリーダイヤル ☎0120-384783

市長の資産等を公開

庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

政治倫理の確立のための草加市長の資産等の公開に関する条例に基づき、平成30年12月31日現在の市長の資産等並びに平成31年4月1日現在で報酬を得て職についている会社等を、次のとおり公開します。

▼建物

所在地	面積	固定資産税課税標準額
草加市稲荷四丁目35番地15	127.51㎡	575万2646円
稲荷六丁目816番地2	77.76㎡	58万7479円
稲荷六丁目907番地1	96.05㎡	156万3943円
稲荷六丁目907番地2	48.02㎡	70万2648円

▼自動車（100万円を超えるもの） 普通自家用車2台

▼会社等 埼玉県都市競艇組合（議員）、東埼玉資源環境組合（理事）、草加八潮消防組合（管理者）